

競争参加者の資格に関する公示

令和04・05・06年度における独立行政法人農林水産消費安全技術センターの物品の製造等に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）の参加資格の取得については、次により申請の手続きを行ってください。ただし、**全省庁統一資格を有する者は、本公示に基づく資格審査を改めて受ける必要はありません。**

なお、当センターは、国の競争参加者資格申請の受付機関に指定されていませんので、当センターの資格審査決定を受けても国の競争参加者資格を取得したことにはなりません。

令和4年3月15日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
理事長 木内 岳志

1 契約の種類及び業種の区分

競争参加資格を得ようとする者の契約の種類及び業種の区分は、次のとおりとします。

(1) 物品の製造契約

衣服・その他繊維製品類、ゴム・皮革・プラスチック製品類、窯業・土石製品類、非鉄金属・金属製品類、フォーム印刷、その他印刷類、図書類、電子出版物類、紙・紙加工品類、車両類、その他輸送・搬送機械器具類、船舶類、燃料類、家具・什器類、一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類、精密機器類、医療用機器類、事務用機器類、その他機器類、医薬品・医療用品類、事務用品類、土木・建設・建築材料、警察用装備品類、防衛用装備品類、その他

(2) 物品の販売契約

物品の製造契約の業種区分に同じ。

(3) 役務の提供等契約

広告・宣伝、写真・製図、調査・研究、情報処理、翻訳・通訳・速記、ソフトウェア開発、会場等借り上げ、賃貸借、建物管理等各種保守管理、運送、車両整備、船舶整備、電子出版、防衛用装備品類の整備、その他

(4) 物品の買受け契約

立木竹、その他

2 申請の時期

令和4年度当初からの資格の付与を希望する者は、令和4年3月15日から令和4年3月31日までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、9時00分から17時00分（12時から13時を除く。）とします。

なお、この期間終了後においても随時受け付けますが、この場合には希望する入札に間に合わないことがあります。

3 申請の方法

「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）により申請して下さい。

(1) 申請書の入手方法

当センター、ホームページに掲載していますので、ダウンロードして下さい。

なお、郵送による申請書の入手を希望する場合は、返信用封筒に住所、会社名及び担当者氏名など所要事項を記入し提出場所に送付して下さい。

(2) 申請書の提出方法

申請書及び添付書類を下記に掲げる提出場所へ提出して下さい。

なお、郵送（書留又は配達記録郵便）等により提出することもできます。

(3) 申請書及び申請書に添付する書類

HPを参照して下さい。

4 有資格者とししない者

次のいずれかに該当する者は、特別な理由がある場合を除き、有資格者としません。

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 競争参加資格審査申請書及び競争参加資格の審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者

5 有資格者とししないことがある者

次のいずれかに該当する者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）で、その事実があった後3年を経過していない者は、有資格者とししないことがあります。

(1) 契約の履行にあたり故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

6 有資格者の資格及びその審査

(1) 有資格者となる者の資格審査は、上記1の契約の種類ごとに算定する総合審査数値をもって行います。

(2) 有資格者の資格は、上記（1）の総合審査数値により格付けを行います。

7 資格審査の結果の通知

審査の結果は、資格審査結果通知書等により郵送で申請者あてに通知します。

8 有資格者の登録

上記6の有資格者は、当センターの有資格者名簿に登録します。

9 競争参加資格の有効期間

資格の有効期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとします。

ただし、上記2のなお書きによる随時の申請をした場合は、資格を付与された日から令和7年3月31日までとします。

10 申請書及び変更届の提出場所及び問い合わせ場所

〈提出場所〉

〒330-9731 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎 検査棟
独立行政法人農林水産消費安全技術センター総務部管財課契約第1係
Tel.050 (3797) 1835 Fax.048 (600) 2385

〈問い合わせ場所〉

上記のほか、下記、地域センターでも問い合わせを受けられます。

○農薬検査部 小平総務分室

〒187-0011 東京都小平市鈴木町2-772

Tel.050 (3797) 1876 (代表) Fax.042 (385) 3361

○横浜事務所 業務管理課

〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

Tel.050 (3797) 2714 (代表) Fax.045 (201) 7438

○札幌センター 業務管理課

〒001-0010 札幌市北区北10条西4-1-13 道新北ビル

Tel.050 (3797) 1758 Fax.011 (757) 5366

○仙台センター 業務管理課

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎

Tel.050 (3797) 1888 Fax.022 (293) 3933

○名古屋センター 業務管理課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館

Tel.050 (3797) 1896 Fax.052 (232) 2107

○神戸センター 業務管理課

〒650-0047 神戸市中央区港島南町1丁目3番7

Tel.050 (3797) 1906 Fax.078 (304) 7425

○福岡センター 業務管理課

〒813-0044 福岡市東区千早3-11-15

Tel.050 (3797) 1918 Fax.092 (682) 2943